

いわき市農業委員会第22回総会議事録

会長 蛭田元起は、令和8年2月20日(金曜日)午後2時00分、いわき市農業委員会総会を
いわき市役所東分庁舎5階会議室にて開催した。

1 出席者(計32名)

(1) 農業委員(22名)

1 鈴木 幸夫	11 平田 敬一	21 大竹 公治
2 鈴木 義直	12 鈴木 忠光	
3 遠藤 重和	13 岡村 泰典	23 油座 盛明
4 木幡 仁一	14 佐川 良平	24 藁谷 昭夫
5 蛭田 元起	15 菅野 綾	
6 志賀 幸		
7 田子 耕一	17 新妻 吉人	
8 古市 邦男	18 松崎 正信	
9 四家 誠	19 生田目 祥明	
10 中根 まり子	20 石井 英毅	

(2) 事務局(10名)

事務局長	鈴木 一徳
事務局参事兼次長	中村 祐一
農政振興係長	佐藤 公威
農地調査係長	鯨岡 孝行
農地審査係長	蛭田 祥久
農地調査係主査	鈴木 昌則
農地調査係主査	坂本 祐輔
農地審査係主査	櫛田 秀則
農地審査係主査	浅川 実利
農政振興係主査(書記)	鹿内 竜也

2 欠席者

16 木村 義昭	22 加茂 直雅
----------	----------

3 会議の概要(注：個人情報に係る箇所を除く)

事務局
(中村次長)

それでは、議事に入ります。
議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、会長が議長となり進行することとなります。
蛭田会長、よろしく願いいたします。

議長
(蛭田会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。
円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様のご協力をお願いいたします。

始めに、本日の通告欠席は、議席番号16番 木村義昭委員、議席番号22番 加茂直雅委員となります。

現在、委員24名中22名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する総会開会に必要な過半数を超えております。

本日の総会が成立することをご報告いたします。

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会・閉会は議長が宣告することになっておりますので、宣告いたします。

只今より、「いわき市農業委員会第22回総会」を開会いたします。

次に、議事録署名人の指名ですが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名いたします。

議席番号4番 木幡仁一委員、議席番号6番 志賀幸委員、以上2名の委員をお願いいたします。

また、書記は事務局をお願いいたします。

なお、議事録については、いわき市個人情報保護条例等に留意の上、委員個人名と発言内容の全てを記載する「全文記録方式」により作成いたします。

また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表いたします。

次に、会務報告に入ります。

今月の報告は、令和8年1月分となります。

議案書2ページに記載のとおりですので、各自ご確認下さい。

これより議事に入りますが、先に留意事項について申し上げます。

総会資料には、個人情報が含まれており、非常勤の特別職公務員である農業委員及び農地利用最適化推進委員には、守秘義務が課せられていることから、その取り扱いについては、十分ご注意願います。

次に、議案・報告案件において、取下げ・追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。

事務局
(佐藤係長)

特に、取下げ・追案等はありません。

議長
(蛭田会長)

それでは、議事に入ります。
農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項について

<p>議長 (蛭田会長)</p>	<p>は、その議事に参与することが出来ないこととされております。 該当者がいれば、議案審議の際に申し出て下さい。 それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局 (蛭田係長)</p>	<p>議案書の3ページをお開き願います。 【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】 なお、詳細については、担当者が説明いたします。</p>
<p>事務局 (榎田主査)</p>	<p>議案説明書の1ページをご覧下さい。 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。 議案説明書の2ページをお開き下さい。 地図につきましては、別紙現地調査位置図をご覧下さい。 番号1番から番号3番につきましては、売買による所有権の移転、番号4番につきましては、賃借権の設定、番号5番から番号8番につきましては、贈与による所有権の移転です。 なお、番号3番について、申請地の農地性について、現況が農地と判断出来ないものでした。 ついては、現地調査報告の内容を踏まえて、ご審議下さるようお願いいたします。 以上が、今月の農地法第3条許可申請案件となります。 今月の3条申請面積につきましては、田298㎡、畑6,448㎡、合計6,746㎡となります。 続きまして、議案説明書4ページをお開き願います。 許可要件につきましては、3条許可が出来ない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 なお、許可要件の詳細につきましては、議案説明書5ページでご確認下さい。 説明は、以上です。</p>
<p>議長 (蛭田会長)</p>	<p>只今、議案第1号について、事務局より説明がありました。 ここで、担当委員より、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。</p>
<p>17番 新妻(吉) 委員</p>	<p>番号1番、番号2番及び番号4番につきましては、現地を調査しました結果、特段、問題はありませんでした。 番号3番については、現況が農地とは判断出来ず、申請に係る形式上の要件を満たさないことから、却下が妥当と考えます。 報告は、以上です。</p>
<p>議長 (蛭田会長)</p>	<p>続いて、事務局よりお願いいたします。</p>

事務局 (櫛田主査)	<p>番号5番から番号8番について、事務局で現地を確認したところ、特段、問題はございませんでした。</p> <p>報告は、以上です。</p>
議長 (蛭田会長)	<p>只今の報告では、番号1番、番号2番及び番号4番から番号8番については、特段、問題はなく、番号3番については、現況が農地とは判断出来ず、申請に係る形式上の要件を満たさないことから却下が妥当とのことでした。</p> <p>これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。</p>
7番 田子委員	<p>番号3番について、お伺いたします。</p> <p>要件を満たさないことから却下が妥当とのことですが、具体的にどういった内容なのでしょうか。</p> <p>また、年齢の若い方の新規就農案件ですので、最終的に許可が出るよう事務局でアドバイスをして頂きたいと思うのですが、いかがでしょうか？</p>
事務局 (浅川主査)	<p>始めに、却下が妥当であると判断した詳細について、ご説明いたします。</p> <p>現地調査位置図において、住宅を囲むように申請地(3筆)がありますが、住宅西側の申請地を調査した結果、笹類が土地全体に繁茂している状況でありました。</p> <p>農地法で定める農地とは、耕作の目的に供される土地を指し、現に耕作されている田や畑のほか、客観的な現況によって判断され、休耕地や耕作放棄地など、いつでも耕作が可能な状態の土地も含まれると定められております。</p> <p>これらを踏まえまして、現地調査担当委員の皆様の見解としては、笹類が全体に繁茂している状況では、本当に耕作出来る農地なのか判断出来ないため、却下が妥当であると判断したところであります。</p> <p>次に、譲受人は28歳の女性で、営農計画においては、栗・梅・キャベツ・ジャガイモ・スイカなどを栽培する予定ですが、どの土地で何を栽培するのかなど、詳細までは明確に記載されておりません。</p> <p>そういった状況ですので、事務局としましては、今後どのように農地性を回復して行くのか、或はそれが難しいのであれば、現況確認証明などで農地法の網から一旦外して、その後ゆとりを持って伐採・伐根などを行い、栗や梅などを植えてみてはどうかと、指導して参りたいと考えております。</p>
7番 田子委員	<p>譲渡人が荒らした農地を買って耕作するのですから、譲渡人が農地性を回復すれば、売買が成立するものだと思います。</p> <p>譲受人ではなく、譲渡人にアドバイスして頂きたいと思います。</p>
事務局 (浅川主査)	<p>当該案件については、代理人(行政書士)が申請しておりますので、代理人(行政書士)を介して、指導して参ります。</p>

議長
(蛭田会長)

田子委員、よろしいでしょうか。

7番
田子委員

はい。
よろしく願いいたします。

議長
(蛭田会長)

その他、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

議案第1号について、番号1番、番号2番及び番号4番から番号8番については許可とし、番号3番については、現況が農地とは判断出来ず、申請に係る形式上の要件を満たさないことから却下とすることに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、只今の説明のとおり可決いたします。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の4ページをお開き願います。

【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(浅川主査)

議案説明書の7ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。

議案説明書の8ページをお開き願います。

配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧になりながら、お聞き下さるようお願いいたします。

なお、「現地調査位置図」は8ページから、「意見及び決定理由書」は、右下の欄に記載しております受付番号5040番の案件となります。

それでは、申請土地の表示、登記地目、転用面積、転用目的、権利の移動事由の順で申し上げます。

今月の5条許可申請案件は1件、番号1番、常磐上矢田町、田1,818㎡、太陽光発電設備、所有権の移転です。

以上、面積は田1,818㎡、畑0㎡、合計1,818㎡となります。

申請内容を精査した結果、当該申請箇所は、農地転用許可基準である「立地基準」及び「一般基準」を満たしております。

説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第2号について、事務局より説明がありました。

ここで、担当委員より、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

18番
松崎委員

番号1番について、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

なお、番号1番のような「定格出力が50kw未満の太陽光発電設備の設置」を目的とする農地転用における申請面積については、当農業委員会では1,000㎡程度を適正面積としておりますが、現地調査の結果、「申請地南側の山林及び東側の国道6号線橋梁によって長時間生じる日陰を考慮し、パネル不設置部分を443.1㎡設けた」旨の土地利用計画は妥当性があり、申請面積が1,818㎡となるのはやむを得ないものと判断します。

報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

議案第2号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号「現況確認証明願いについて」、事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の5ページをお開き願います。

【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】

議案説明書の9ページをお開き願います。

議案第3号「現況確認証明願いについて」、ご説明いたします。

議案説明書の10ページをお開き願います。

また、議案説明書と併せて地図につきましても、別紙現地調査位置図をご覧ください。

それでは、申請土地の表示、登記地目、登記面積の順で申し上げます。

番号1番、申請地は田人町黒田、田1,848㎡、番号2番、田人町荷路夫、畑1,072㎡、番号3番、田人町荷路夫、畑964㎡、番号4番、田人町荷路夫、畑2,536㎡、計6,420㎡です。

番号1番の現況が非農地となった経緯については、親が高齢となり、自身は会社員として勤務していることから、およそ10年前から耕作しておらず、管理も行っていなかったため、非農地化して現在に至っております。

番号2番から番号4番については、およそ30年前に申請地で牛の飼育を検討したところ、当該地区は荷路夫川の源流にあたり、地域からの河川への影響を懸念する声が上がったことから、利用を断念し、その後の管理も行っていなかったため、非農地化して現在に至っております。

以上4件、登記地目を現況地目に合わせるため、現況確認証明願いが提出されたものです。

事務局
(蛭田係長)

説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第3号について、事務局より説明がありました。
ここで、担当委員より、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

19番
生田目委員

番号1番から番号4番について、現地調査を実施した結果、長年に渡り耕作されておらず、営農出来る状態ではありませんでした。
申請地を非農地とすることに関しては、特段、問題ありません。
報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。
これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。
議案第3号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第3号「現況確認証明願いについて」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(鯨岡係長)

議案書の6ページをお開き願います。
【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】
なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(鈴木主査)

それでは、議案第4号について説明いたします。
議案説明書の12ページをお開き下さい。
議案第4号は、令和5年4月より基盤強化促進法の一部が改正されたことから、農地中間管理事業の推進に関する法律(第19条第3項の規定)により、市が農業委員会に対し意見を求めるものです。
次のページをご覧ください。
農地中間管理事業により、公益財団法人福島県農業振興公社が新たに農地中間管理権を取得し、借り受け者に転貸する新規転貸事案です。
実施地区は平・三和・田人、借り手は5名、対象筆数は田9筆、畑1筆、面積は田20,153㎡、畑975㎡です。
続きまして、再転貸の事案です。
実施地区は四倉、借り手は6名、対象筆数は田53筆、畑2筆、面積は田35,748㎡、畑822㎡です。
また、貸付相手方の要件については、満たしております。

事務局
(鈴木主査)

説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第4号について、事務局より説明がありました。
これについて、委員の皆様から、何かご質問はございますか。

【質問なし】

ご質問がないようですので、当該計画(案)に対するご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

【意見なし】

ご意見がないようでありますので、お諮りいたします。
議案第4号について、「意見なし」とすることに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」は、「農業委員会の意見はなし」といたします。

ここで、議案第5号に入る前に、10分間休憩を取ります。
午後2時45分まで休憩とします。

【10分間休憩】

全員お揃いですので、議事を再開いたします。
次に、議案第5号「非農地の判断について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(鯨岡係長)

議案書の7ページをお開き願います。

【議案第5号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(坂本主査)

お配りしております、議案説明書及び資料1をお開き願います。
番号1番から番号11番の登記地目畑については、利用状況調査の結果、長年耕作がされておらず、既に山林・原野化していることから、非農地判断を行うものです。

土地の現況については、1月14日の現地調査においても、耕作の目的に供されていないことを確認しております。

また、非農地判断することについて、地権者等の意向確認も行っております。

2月分は畑11筆、面積は4,235㎡です。
現地の様子については、前面のモニターに投影させていただきます。

説明は、以上です。

【現地の様子をモニターに投影】

議長
(蛭田会長)

只今、議案第5号について、事務局より説明がありました。
ここで、担当委員より、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

9番
四家(誠)
委員

番号1番から番号11番について、平2区地区審議会の木幡仁一委員、四家功二委員と一緒に、1月14日に現地を確認しましたが、既に原野・山林の様相を呈している状況であります。

非農地化することに関しては、特段、問題ありません。
報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。
これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。
議案第5号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第5号「非農地の判断について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、報告に入ります。

始めに、報告第1号から第3号まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の8ページをお開き願います。

【報告第1号を朗読し、報告事項(農地法第3条の3第1項の規定による届出について)を説明】

議案説明書の23ページから26ページをお開き願います。

今月の報告件数は11件、権利の移動理由は全て相続です。

権利の取得面積は田55,597.00㎡、畑23,565.15㎡、合計79,162.15㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の9ページをお開き願います。

【報告第2号を朗読し、報告事項(農地法第4条第1項第7号の規定による届出について)を説明】

議案説明書の27ページ、28ページをお開き願います。

今月の報告件数は1件、転用面積は田0㎡、畑444.00㎡、合計444.00㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の10ページをお開き願います。

【報告第3号を朗読し、報告事項(農地法第5条第1項第6号の規定による届出について)を説明】

議案説明書の29ページ、30ページをお開き願います。

今月の報告件数は3件、転用面積は田224㎡、畑798㎡、合計1,022㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

以上、事務局説明のとおり、ご承知願います。

次に、協議事項に入ります。

お配りしております、資料2の1ページをご覧ください。

いわき市農作業労働賃金標準額策定方針においては、令和9年標準額の策定に係り、額改定協議が必要か、必要でないか、本総会で決定することと定めております。

2ページをご覧ください。

協議の参考としまして、現行の令和8年標準額の策定にあたっては、現状把握の観点から、農作業の委託者及び受託者等を対象としたアンケートを実施し、その結果などを参考として、額改定協議が「必要である」と判断したところであります。

また、その額改定協議においては、「安い」という声の多かった作業項目の増額を図ったところであります。

なお、2月18日に開催した第20回役員会においては、額改定協議の要否について、「令和8年の農作業労働賃金標準額を公表したばかりであること、また、今後の景気の動向が不透明であることから、協議を要しないと考えます」という意見が出たところであります。

こちら、協議の参考として頂きたいと思います。

ここまでの説明において、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、只今より、額改定協議の要否について、判断して参りたいと思います。

ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

19番
生田目委員

私も役員のご意見と同様に、今回は額改定を行わなくてもよいと考えおりますが、景気の動向が不透明だからこそ、協議だけは行うべきだと考えております。

昨年、最低賃金が大幅に上昇しました。

今年も、大幅に上昇するかもしれません。

雇用労働作業のみ、最低賃金を反映させれば良いものなののでしょうか。

請負労働作業にも、人件費が含まれております。

その点に関して、役員のお考えをお聞きしたいと思います。

議長
(蛭田会長)

役員の見解としては、令和8年の農作業労働賃金標準額を公表したばかりであることが、額改定を行わない主たる理由であります。

景気が不透明という表現に、そこまで執着しないで頂きたい。

鈴木(義)
会長職務代理者

会長の意見に補足させていただきます。

最低賃金が大幅に上昇すれば、勿論、協議が必要ですし、このような世の中ですから、例えば戦争が起きた場合や、経済情勢が大きく変動した場合などには、適宜、協議の場を設けさせて頂く考えであります。

事務局
(中村次長)

事務局より補足させていただきます。

お配りしております資料3に記載の「いわき市農作業労働賃金標準額策定方針」について、今一度ご確認頂きたいと思えます。

策定方針においては、「急を要する場合には、会長の判断により適宜協議する」、「額改定協議を行わない場合であっても、毎年改定される福島県最低賃金は、最新のものを掲載する」と定めております。

景気の変動などにより急を要する場合には、会長の判断により、適宜協議を行うこととなります。

また、額改定協議を行わない場合でも、必要な訂正を加えた標準額(案)について、役員会の承認を経た上で、10月の総会において、皆様に確認して頂く機会がありますので、ご留意頂きたいと思えます。

議長
(蛭田会長)

生田目委員、よろしいでしょうか。

19番
生田目委員

はい、了解しました。

議長
(蛭田会長)

それでは、当該案件については、挙手によりお諮りしたいと思えます。

令和9年いわき市農作業労働賃金標準額策定に係り、額改定協議については、令和8年の農作業労働賃金標準額を公表したばかりであることから行わないこととすることに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

【委員22人中、賛成21人、反対1人】

賛成多数により、額改定協議については、行わないことといたします。次に、その他に入ります。

始めに、事務局より何かございますか。

事務局
(鹿内主査)

【資料3】その他:令和8年度(4月・5月)の現地調査(定例的調査)及び総会の日程について

⇒ 上記資料により、4月・5月の会議等の日程を周知した。

事務局
(鯨岡係長)

タブレット端末の「eMAFF現地確認アプリ」について

⇒ 長期間ログインしない場合に不具合が生じる可能性があるため、2週間に1回程度、必ずログインするよう注意を促した。

議長
(蛭田会長)

その他、事務局より何かございますか。

【特になし】

次に、委員の皆様より何かございますか。

【特になし】

特にないようですので、以上を持ちまして「いわき市農業委員会第22回総会」を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

4 議案・報告の内容及び審議結果

(1) 議案

番号	名称	審議結果
第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	番号1番、番号2番及び番号4番から番号8番は原案のとおり可決(番号3番は現況が農地とは判断出来ず、申請に係る形式上の要件を満たさないことから却下)
第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第3号	現況確認証明願いについて	原案のとおり可決
第4号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について	「意見なし」にて可決
第5号	非農地の判断について	原案のとおり可決

(2) 報告

番号	名称
第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

5 農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当した委員なし

6 本総会の閉会時刻

午後3時15分

7 本総会の議事録署名人に指名された委員

4 木幡 仁一 6 志賀 幸